

部落自治振興交付金

自治会の行う除雪活動を支援します

部落自治振興交付金の追加交付として、地域除雪活動でかかった経費を交付します。

補助率

2 / 3

上限額

7.5万円

※令和5年度から担当課が総務課になりました。
予算に限りがありますのでお早めにご相談ください。

こんなときに補助金を交付します

- ・10cm以上の降雪が見込まれる際、部落内の生活道路を除雪したとき
- ※生活道路とは、家に行くためや通勤・通学に使用する道路や通路のことをいいます。

補助の対象となる費用

- ・除雪用機械の消耗部品
- ・除雪用機械の修繕費（部落が保有する機械のほか、個人から借上した機械も含みます。）
- ・除雪用機械の燃料費
- ・業者に除雪を依頼した場合の委託料
- ・特殊な資格（整地系機械、大型特殊など）が必要な機械や歩道除雪機を住民が操作した場合の報酬・謝礼（単に住民が除雪作業にあたった場合の労務費は対象外です。）
- ・除雪用機械の借上料

【問合せ先】 琴浦町総務課 電話：52-1700

裏面もご覧ください

補助金の交付申請に必要な書類等

- ・補助金交付申請書(町HPからダウンロードできます。)
 - ・補助事業経費の内訳書
 - ・補助金支払請求書
 - ・領収書の写し
 - ・除雪を行った箇所を記した地図
 - ・除雪作業の写真(除雪用機械がわかるように撮影をお願いします。)
 - ・**令和8年3月16日(月)までに役場総務課へ申請してください。**
(申請は1年度につき1回に限ります。)
- ※申請の際には事前に役場総務課までご連絡ください。**

その他

- ・複数の部落が合同で除雪活動を行う場合も申請可能です。(代表の部落が申請してください。)
- この際の補助金の限度額は構成する部落数で乗じた額になります。
- ・補助金は100円未満を切り捨てた額になります。
- ※補助金の予算額に限りがあり、補助金が交付できない場合がありますので早めにご相談ください。**

【こんなときは(一例)】

○住民のトラクターを借りて除雪したけど借上料は補助の対象になる？
→ 補助対象になります(個人の機械を借りて支払った借上料も対象)

○住民の除雪機を借りて除雪したときに故障したので修理したけど、修繕費用は補助の対象になる？
→ 補助対象になります(除雪準備及び除雪作業により生じた点検や修繕は対象)

○ホイールローダーを持っている住民に除雪をお願いしたので部落から謝礼を支払ったけど補助の対象になる？
→ 補助対象になります(除雪で機械を住民が操作したときの謝礼は対象)

○部落で除雪用機械を購入したけど購入費用は補助対象になる？
→ 補助対象になりません(物品や備品の購入費用は対象外)

○除雪をしていたら、家の一部を壊してしまったけど修繕費用は補助の対象になる？
→ 補助対象になりません

○部落がスコップを購入、住民がスコップで除雪したけど、スコップの購入費や住民への日当は補助の対象になる？
→ 補助対象になりません(物品や備品の購入費、住民への日当ともに対象外)